奨学金継続のための学業成績基準及び家計に係る基準について
【給付奨学金(新制度)・貸与奨学金】

奨学金継続のためには、学業成績基準を満たす必要があります。貸与奨学生は毎年 12 月～1 月頃に実施する「奨学金継続願」の提出が必要です。(11 月以降の採用者は、当該年度は継続願の提出は必要ありません。) 給付奨学生(新制度)は 10 月に「家計に係る基準」も審査されます。採用時に配布いたしました『奨学生のしおり』の該当ページを必ずお読みください。

1. 学業成績基準

学業成績は毎年３月に適格認定を実施し、次年度の支給の可否を審査します。

修得単位数が下表に該当する場合は、対応する処置がとられます。

(1) 修得単位数(通算)

年次	給付奨学金(新制度)	貸与奨学金
１年生終了時点	19 単位未満「廃止」 19 単位～22 単位未満「警告」	10 単位未満「廃止」 10 単位～20 単位未満「警告」
２年生終了時点	38 単位未満「廃止」 38 単位～44 単位未満「警告」	28 単位未満「廃止」 28 単位～40 単位未満「警告」
３年生終了時点	76 単位未満「廃止」	76 単位未満「廃止」

※当年度休学者は標準単位数(＊)が６割以下の場合は、「廃止」、７割以下の場合は「警告」となります。

＊『標準単位数』＝『卒業に必要な単位数』/『修業年限(4 年)』×『在学年数』で算出

(2) 給付奨学金(新制度)適格認定における学業成績の基準

区分	学業成績の基準
廃止	１．修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 ２．修得した単位数の合計数が上記『(1)修得単位数(通算)』に記載の「廃止」基準に該当すること。 ３．履修科目の授業への出席率が６割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。(出席率は演習科目で算出) ４．次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。(「停止」区分に該当するものを除く)
停止	１．次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当し、２ 回目の「警告」が次に示す「警告」基準２．のみに該当する場合 ※連続して「警告」の区分に３回該当する場合を除く
警告	１．修得した単位数の合計数が上記『(1)修得単位数(通算)』に記載の「警告基準」に該当すること。(「廃止」基準の２．に掲げる基準に該当するものを除く。) ２．ＧＰＡ等が学部等における下位４分の１の範囲に属すること。(次のア、イに該当する場合を除く) ［ア］確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合。 ［イ］社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。 ３．履修科目の授業への出席率が８割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(出席率は演習科目で算出)(「廃止」区分の３．に掲げる基準に該当するものを除く)

裏面あり

2. 家計に係る基準(※給付奨学金(新制度)のみ)

毎年、あなた及び生計維持者(父母等)の経済状況に応じた支援区分の見直しを 10 月に行い(マイナンバーにより取得した所得情報及び申告された資産額に基づき、日本学生支援機構が行います)、10 月以降の 1 年間の支援区分を決定します。

なお、いずれの支援区分にも該当しない場合は、支援対象外となり、10 月以降の給付奨学金の支給及び授業料減免が停止されます。

＜支援区分について＞

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税 (あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円未満)
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満
第Ⅳ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満 かつ、あなたが多子世帯に属している

3. 処置について

(1) 給付(新制度)

処置	処置内容
廃止	給付奨学金の支給を取り止めます(給付奨学生の資格を失います)。学校処分が退学、除籍、無期停学又は 3 ヶ月以上の停学の場合、学業不振にやむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。 ※経済学部生で「進級不可」と判定された場合も「廃止」となります。
停止	給付奨学金の支給を停止します。 ※3 ヶ月未満の停学又は訓告処分の場合も「停止」となります
警告	給付奨学金の支給を継続しますが、学業成績が向上せず、次回の適格認定時に再度「警告」の認定となった場合は、給付奨学金は「廃止」(打ち切り)となります。

(2) 貸与

処置	処置内容
廃止	奨学生としての資格を失い、奨学金の貸与が終了する。 ※経済学部生で「進級不可」と判定された場合も「廃止」となります。
警告	奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に奨学生としての資格を失わせることを「警告」する。

4. 返還について

次の場合には、支給した給付奨学金の返還と、一度減免された授業料の納付が求められることになります。

(1) 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合

(2) 大学等から退学・停学（無期限又は3カ月以上）の懲戒処分を受けた場合

(3) 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合

※「学業成績が著しく不良」とは、修得した単位数の合計が標準修得単位数の１割以下のことを指す。

以上